

第56回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード：4235

目 次

ごあいさつ	1
第56回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類 (提供書面)	6
事業報告	13
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告	38

開催日時 2021年3月26日（金曜日）午前10時

開催場所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 4階 錦の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議 案	第1号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
	第2号議案	監査等委員である取締役3名選任の件

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社

|ごあいさつ



代表取締役社長
吉村 昇

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、及び関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

当社の第56回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時期は大幅な減収となりましたが、自動車向け売上の急回復により、減収幅を縮小させることができました。家具向けだけでなく、近年注力してきた自動車向けでもお客様から高い評価をいただいていた成果であり、今後の成長に向けて確かな手ごたえを感じております。

2021年度を初年度とする中期経営計画においては、米国販売会社の経営統合後に取り組んできた施策の効果を最大限引き出し、製販が一体化したグループ総合力の強化を図ります。そして、次の成長ステージに向けた準備の3年間としてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年3月

目 次

ごあいさつ	1
第56回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	10

提供書面	
事業報告	
1. 企業集団の現況	13
2. 会社の現況	20
3. 会社の体制及び方針	27
4. 会社の支配に関する基本方針	31
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告	38

株 主 各 位

証券コード 4235

2021年3月11日

東京都八王子市明神町三丁目20番6号

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社

代表取締役社長 吉村 昇

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年3月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご送付ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）において、賛否をご入力のうえ、2021年3月25日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1 日 時	2021年3月26日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都八王子市旭町14番1号 京王プラザホテル八王子 4階 錦の間 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第56期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の表示をしたものとして取り扱わせていただきます。
5 議決権行使についてのご案内	4ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」
- なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.ultrafabricshd.co.jp/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年3月26日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年3月25日（木曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年3月25日（木曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

(切取線)

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

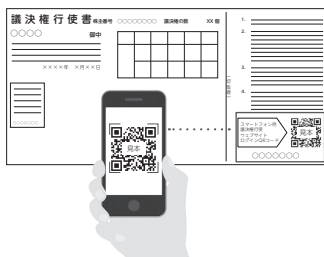
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

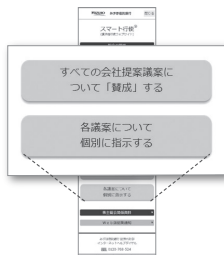
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

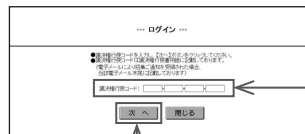
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

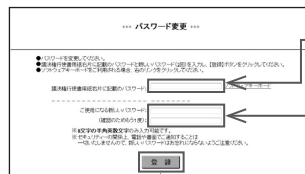
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

|株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	よし むら 吉村 のぼる 昇	代表取締役社長	再 任
2	なか の 中野 きよ ふみ 淳文	取締役会長	再 任
3	なか がわ 中川 とよ ひこ 豊彦	取締役	再 任
4	た なか 田中 つとむ 勉	取締役	再 任
5	クレイ アンドリュウ ローゼンバーグ	取締役	再 任
6	バーバラ ダニエルベッカー プリマック	取締役	再 任

再 任 再任取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	よしむら のぼる 吉村 昇 (1962年4月20日)	1999年4月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 2009年1月 株式会社レコフ 入社 2011年5月 株式会社クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン 入社 2016年4月 当社 入社 社長室長 2016年7月 当社 社長室長兼営業部長代理 2017年10月 当社 取締役 経営企画部長兼財務部長 2018年1月 当社 取締役 経営管理部長 2018年3月 当社 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 第一化成株式会社 取締役 Ultrafabrics Inc.社 Director	普通株式 100,000株 A種優先株式 一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	なかの きよふみ 中野 淳文 (1957年3月31日)	1981年8月 シティバンク・エヌ・エイ東京支店 入行 1992年11月 バンカース・トラスト銀行東京支店 入行 1998年11月 UBSウォーバーグ証券会社東京支店 入社 2002年6月 当社 監査役 2012年6月 当社 取締役 社長室長 2014年6月 当社 代表取締役社長 2018年3月 当社 取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 重要な兼職はありません	普通株式 245,800株 A種優先株式 一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	ながわ とよひこ 中川 豊彦 (1959年4月21日)	1983年4月 当社 入社 1999年4月 当社 埼玉事業所生産部技術課長 2004年4月 当社 埼玉事業所次長兼製造技術課長 2014年6月 当社 取締役 埼玉事業所長 2016年6月 当社 常務取締役 埼玉事業所長 2017年10月 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 第一化成株式会社 代表取締役社長	普通株式 69,500株 A種優先株式 一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	たなか つとむ 田中 勉 (1957年1月25日)	1977年3月 当社 入社 1999年4月 当社 開発部開発課長 2013年4月 当社 技術部長 2014年6月 当社 取締役 技術部長兼品質保証部長 2016年6月 当社 常務取締役 技術部長兼品質保証部長 2017年10月 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 第一化成株式会社 代表取締役副社長	普通株式 61,600株 A種優先株式 一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	クレイ アンドリュー ローゼンバーグ (1958年4月4日)	1980年 6 月 Gallo Wines社 入社 1984年 9 月 Spring Industries社 入社 1999年 1 月 Ultrafabrics,LLC社（現 Ultrafabrics Inc.社） 設立 CEO（現任） 2017年10月 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） Ultrafabrics Inc.社 CEO Ultrafabrics Europe Ltd.社 取締役	普通株式 －株 A種優先株式 953,034株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6 再任	バーバラ ダニエルベッカー プリマック (1967年8月15日)	1989年 7 月 Saks Fifth Avenue社 入社 1992年 4 月 Spring Industries社 入社 1999年 1 月 Ultrafabrics,LLC社（現 Ultrafabrics Inc.社） 設立 President（現任） 2017年10月 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） Ultrafabrics Inc.社 President Ultrafabrics Europe Ltd.社 取締役	普通株式 －株 A種優先株式 604,000株

(注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、職務の執行に関して訴訟等により被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。上記候補者6名は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役藤村俊夫氏、伊丹庸之氏及び横尾彰氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位			
1	ふじむら としお 藤村 俊夫	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外	独 立
2	い たみ のぶゆき 伊丹 庸之	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外	独 立
3	よこ お あきら 横尾 彰	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外	独 立

再 任 再任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任 社外 独立	ふじむら としお 藤村 俊夫 (1947年5月29日)	1971年 4 月 三井物産株式会社 入社 1997年 1 月 （出向）三王技研工業株式会社 代表取締役社長 2000年12月 三井物産株式会社 合成樹脂第二部長 2002年12月 日本トレーディング株式会社 副社長 2006年12月 同社 代表取締役社長 2007年 6 月 （兼任）フクビ化学工業株式会社 取締役 2008年 4 月 三井物産プラスチックトレード株式会社（現 三井物産プラスチック株式会社） 代表取締役社長 2012年 6 月 当社 社外監査役 2014年 6 月 当社 社外取締役 2015年 3 月 早川産機株式会社 監査役（現任） 2017年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 第一化成株式会社 監査役	普通株式 31,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任 社外 独立	いたみ のぶゆき 伊丹 庸之 (1951年8月5日)	1974年 4 月 富士写真フイルム株式会社 入社 1986年11月 モルガン・スタンレー証券株式会社東京支店 入社 1997年 2 月 株式会社ピッツインターナショナル 設立 代表取締役 2010年 8 月 株式会社アリイトラベルと営業統合 副社長（現任） 2014年 6 月 当社 社外監査役 2017年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）	普通株式 8,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任 社外 独立	よこお 横尾 彰 (1953年8月4日)	1976年 4 月 シティバンク 入社 1992年 1 月 リーマン・ブラザーズ証券会社 入社 1994年11月 UBS証券会社 入社 1996年12月 ドイツ・モルガン・グレンフェル証券会社 入社 2002年 7 月 クレディ スイス ファーストボストン証券会社 入社 2006年 4 月 AIGジャパンキャピタルインベスト株式会社 入社 2012年 9 月 愛宕倉庫株式会社 経営顧問（現任） 2015年 5 月 一般社団法人 実践コーポレートガバナンス研究会 理事（現任） 2017年 3 月 当社 社外監査役 2017年10月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）	普通株式 2,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各監査等委員である取締役候補者は、当社が発行するA種優先株式を所有しておりません。
3. 藤村俊夫氏、伊丹庸之氏及び横尾彰氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 藤村俊夫氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る合成樹脂事業分野での経験及び見識と、複数他社の代表取締役等としての経営全般に関する経験及び見識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。
- なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年9ヶ月となります。また、同氏は過去に当社の非業務執行役員でありました。
- (2) 伊丹庸之氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。
- なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年6ヶ月となります。また、同氏は過去に当社の非業務執行役員でありました。
- (3) 横尾彰氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る金融業界での豊富な経験と幅広い知識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。
- なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年6ヶ月となります。また、同氏は過去に当社の非業務執行役員でありました。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、職務の執行に関して訴訟等により被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。上記候補者3名は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております
5. 当社は、藤村俊夫氏、伊丹庸之氏及び横尾彰氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏が選任が承認された場合は、改めてそれぞれ独立役員として届け出る予定であります。

以 上

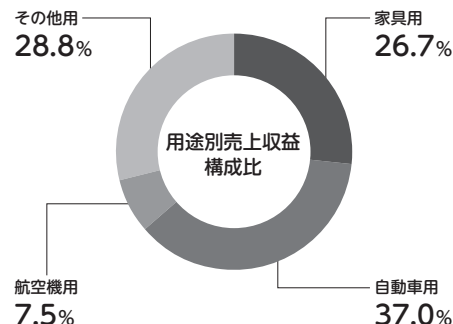
(提供書面)

事業報告 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1 企業集団の現況

	第56期 (2020年12月期)	前連結会計年度比
売上収益	100億円	12.6%減
営業利益	4億6百万円	56.5%減
税引前当期損失(注)	61百万円	—
親会社の所有者に帰属する当期利益	35百万円	90.5%減

(注) 前連結会計年度は税引前当期利益4億94百万円



(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、3月以降に新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動抑制の影響を受けて急速に悪化し、極めて厳しい状況にありました。段階的な経済活動の再開により回復傾向にありましたが、新規感染者数には収束の兆しが見られないことから、引き続き予断を許さない状況にあります。

このような状況下、民間航空機の大幅な運航停止、及び、多くの顧客の製造や販売の拠点が閉鎖されたこと等により当社の第2四半期の売上は殆どの方野で大きく減少しました。しかしながら、第3四半期には急速に需要が回復した北米市場向けの自動車シート用素材の販売の伸びが売上全体を大きく牽引し、その後、更に多くの分野で回復傾向がみられたことから、第4四半期の売上は第1四半期を上回る程度にまで回復しました。また販売全体の大きな落ち込みにより工場稼働率が低下して原価率が悪化することとなりました。

この結果、売上収益は100億円（前連結会計年度比12.6%減）、営業利益は4億6百万円（同56.5%減）、税引前当期損失は61百万円（前連結会計年度は税引前当期利益4億94百万円）、当期利益は35百万円（前連結会計年度比90.5%減）となりました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

用途別の売上収益の概況は、次のとおりであります。

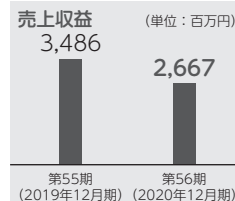
家具用

売上収益

2,667百万円

(前連結会計年度比23.5%減)

家具用売上は第2四半期に前年比の半分程度まで落ち込みました。第3四半期も低調な販売が続いたものの、第4四半期には大手コントラクト家具メーカーの事業再開や、リモートワーク普及に伴うホームオフィス市場拡大によりコントラクト家具及び住宅用家具分野では力強い回復がみられました。一方でホスピタリティ分野を中心に、新規建築や内装プロジェクトの遅延やキャンセルは続いており、回復には時間が掛かることが見込まれます。市場や顧客の需要変化に対応して販売体制や商品構成を見直すとともに、デジタルマーケティングによる積極的な販売活動を継続しております。



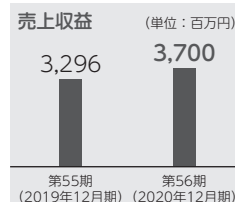
自動車用

売上収益

3,700百万円

(前連結会計年度比12.3%増)

自動車用売上は米国自動車メーカーが操業を停止した第2四半期に大きく落ち込んだものの、第3四半期以降販売は堅調に推移しております。ギャップハイダーやシフトブーツ用製品の販売は第4四半期以降、回復傾向にあるものの、年間販売数量が減少しました。一方、シート用製品では主要顧客の堅調な販売、新規プログラム獲得により順調に販売を拡大し、自動車売上全体では増収となりました。



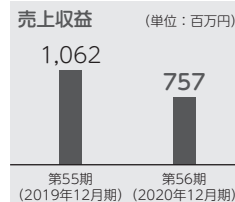
航空機用

売上収益

757百万円

(前連結会計年度比28.7%減)

航空機用売上は、第1四半期は順調に推移したものの、第2四半期以降売上の減少が続ぎ、第4四半期も引き続き前年を大きく下回っております。旅客数の減少から、ビジネスジェット及び民間航空機の両分野において予定されていた新規及びメンテナンスの設備投資の多くが延期又はキャンセルされており、本傾向が長期間にわたって継続することが懸念されています。顧客との対話を継続してプログラムの維持・獲得に努めるとともに、高い抗菌性や簡易なメンテナンス等の新規需要に応える製品の販売拡大にも努めております。



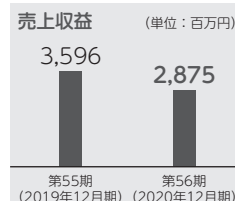
その他

売上収益

2,875百万円

(前連結会計年度比20.0%減)

その他の売上には、RV・ヘルスケア・手袋・アパレル・船舶用などが含まれます。第2四半期は前年比の半分程度まで販売が落ち込みました。第3四半期以降は大きなグループでの活動から家族単位での活動に消費者の嗜好変化したことを受け、RVや小型船舶向け製品の販売が大きく回復しました。一方、ヘルスケア分野では引き続き歯科医や小規模の病院の活動が制限されていることを受けて販売が低迷しており、ワクチンの普及による回復まで時間を要する見込みです。



② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は84百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

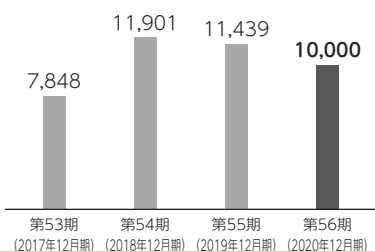
- ・ 埼玉事業所における製造設備の新設及び更新
- ・ 群馬工場における製造設備の新設及び更新

③ 資金調達の状況

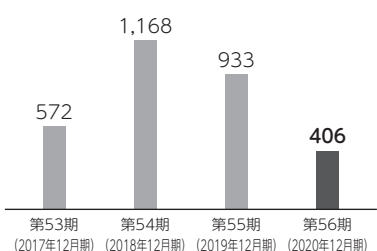
当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、金融機関より借入金として19億97百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

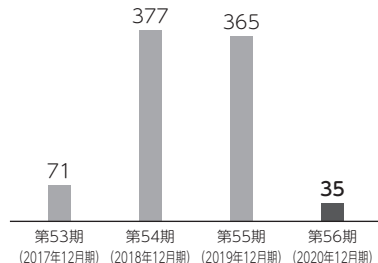
売上収益 (単位：百万円)



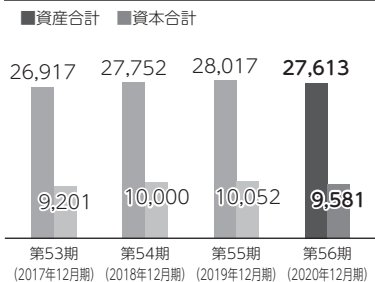
営業利益 (単位：百万円)



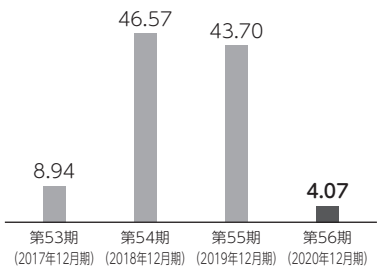
親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：百万円)



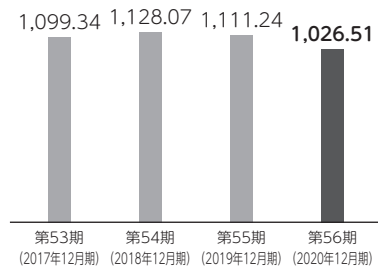
資産合計/資本合計 (単位：百万円)



基本的1株当たり当期利益 (単位：円)



1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位：円)



		第53期 (2017年12月期)	第54期 (2018年12月期)	第55期 (2019年12月期)	第56期 (2020年12月期)
売上収益	(百万円)	7,848	11,901	11,439	10,000
営業利益	(百万円)	572	1,168	933	406
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	71	377	365	35
基本的1株当たり当期利益	(円)	8.94	46.57	43.70	4.07
資産合計	(百万円)	26,917	27,752	28,017	27,613
資本合計	(百万円)	9,201	10,000	10,052	9,581
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,099.34	1,128.07	1,111.24	1,026.51

(注) 2017年12月期は決算期変更により2017年4月1日から2017年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
第一化成株式会社	100百万円	100.0%	ポリウレタンレザーの製造・販売
Ultrafabrics Inc.	17百万\$	100.0%	ポリウレタンレザーの販売
Ultrafabrics Europe Ltd.	250千£	100.0%	ポリウレタンレザーの販売

(注) ウルトラファブリックス・ジャパン株式会社は2020年12月に清算いたしました。

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
第一化成株式会社	東京都八王子市明神町3-20-6	3,740百万円	14,451百万円

(4) 対処すべき課題

① 生産効率の改善

当社は2018年9月の完全2ライン化によって固定費が増加したことに加え、2019年後半の販売減速、2020年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた需要減少による工場稼働率の低下や品質関連費用の増加によって製造原価率が上昇し、収益の悪化を招きました。今後、需要の回復に伴って生産量が増加したとしても当面は新たな人員や設備の増強を図ることなく生産量を増加させ、生産効率の改善を図る必要があります。当社では、(a)工程進捗管理システムを導入し、製造工程を系統的に可視化することにより製造業務の効率化・迅速化・品質向上を図るとともに、(b)群馬工場敷地内に新倉庫を建設し、原材料・仕掛品の管理を効率化すること等により生産効率の改善を進めてまいります。

② サステナビリティ（持続可能性）の重視

現在、世界には地球温暖化をはじめとする気候変動や資源問題から多様性豊かな社会づくりに至るまで、サステナビリティに関する様々な社会的課題が存在します。当社は People（人）・Product（製品）・Planet（地球環境）・Partner（取引先）・Profit（収益）という5つの『P』に関して、サステナビリティに資する取り組みを進めてまいりました。今後も二酸化炭素排出量の抑制に寄与する軽量化製品の開発や、バイオ、リサイクル原料の開発等、他社の優れた技術を積極的に活用しながらサステナビリティ関連技術の強化に努め、顧客・従業員・取引先・株主など全てのステークホルダーに対して長期にわたって継続的な価値を提供できるよう努力してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

区分	主要製品	売上高構成比率
ポリウレタンレザー	Brisa®、Ultraleather®、Ultratech 他	100.0%

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年12月31日現在)

① 当社	本社	東京都八王子市
② 子会社		
第一化成株式会社	本社	東京都八王子市
	研究所	東京都八王子市
	埼玉事業所	埼玉県行田市
	群馬工場	群馬県邑楽郡邑楽町
Ultrafabrics Inc.		米国ニューヨーク州
Ultrafabrics Europe Ltd.		英国レスターシャー州

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
285 (3) 名	△4 (△1) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8 (-) 名	4 (-) 名	50歳6か月	1年9か月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	10,719百万円
株式会社りそな銀行	2,852
株式会社さばし銀行	1,076
株式会社日本政策金融公庫	227

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	27,200,000株
	A種優先株式	6,800,000株

なお、発行可能株式総数は27,200,000株であります。

② 発行済株式の総数	普通株式	6,929,400株
	(自己株式404,833株を含む)	
	A種優先株式	1,850,000株

(注) 譲渡制限付株式の割当てにより、発行済株式の総数は52,400株増加しております。

③ 株主数	普通株式	1,833名
	(前事業年度末比△147名)	
	A種優先株式	5名
	(前事業年度末比±0名)	

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
東京中小企業投資育成株式会社	1,102千株	一千株	1,102千株	13.15%
Clay Andrew Rosenberg	—	953	953	11.38
Barbara Danielle Boecker-Primack	—	604	604	7.21
五味大輔	555	—	555	6.62
株式会社みずほ銀行	275	—	275	3.28
株式会社りそな銀行	275	—	275	3.28
株式会社きらばし銀行	275	—	275	3.28
大日精化工業株式会社	274	—	274	3.27
中野淳文	245	—	245	2.93
白石カルシウム株式会社	240	—	240	2.86

(注) 1. 当社は自己株式404,833株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式(404,833株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年12月31日現在)

イ. 2016年8月22日開催の取締役会決議による新株予約権

なお、当該新株予約権は2016年9月23日に発行しております。

- ・新株予約権の数
3,820個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
382,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり52,200円（1株当たり522円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額となります。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となります。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2018年9月24日から2021年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利継承者」という。）に限り、及び新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができます。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は新株予約権を相続できません。
また、本件新株予約権1個の一部行使は認めません。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	64個	6,400株	1名
取締役（監査等委員）	—	—	—
合計	64	6,400	1

(注) 取締役（監査等委員を除く）には、社外取締役はおりません。

ロ. 2017年1月23日開催の取締役会決議による新株予約権

なお、当該新株予約権は2017年3月7日に発行しております。

- ・新株予約権の数
1,200,000個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
1,200,000株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり1,024円（1株当たり1,024円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額となります。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となります。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2017年4月1日から2022年3月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
本件新株予約権1個の一部行使は認めません。
本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できません。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	800,000個	800,000株	2名
取締役（監査等委員）	—	—	—
合計	800,000	800,000	2

（注）取締役（監査等委員を除く）には、社外取締役はおりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉村 昇	第一化成株式会社取締役 Ultrafabrics Inc.社 Director
取締役会長	中野淳文	
取締役	中川豊彦	第一化成株式会社代表取締役社長
取締役	田中 勉	第一化成株式会社代表取締役副社長
取締役	クレイ アンドリュー ローゼンバーグ	Ultrafabrics Inc.社 CEO Ultrafabrics Europe Ltd.社 取締役
取締役	バーバラ ダニエルベッカー ブリマック	Ultrafabrics Inc.社 President Ultrafabrics Europe Ltd.社 取締役
取締役（監査等委員・常勤）	高山裕史	
取締役（監査等委員）	藤村俊夫	第一化成株式会社監査役
取締役（監査等委員）	伊丹庸之	
取締役（監査等委員）	横尾 彰	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）藤村俊夫氏、伊丹庸之氏及び横尾彰氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）藤村俊夫氏、伊丹庸之氏及び横尾彰氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 当事業年度中の取締役の異動

イ. 就任

2020年3月27日開催の第55回定時株主総会において、高山裕史氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。

ロ. 退任

2020年3月27日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）の三浦宏平氏は任期満了により退任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、当社と各取締役との間で、責任限定契約を締結しておりません。

④ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （一名）	87百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 （3）	18 （11）
合 計 （うち社外取締役）	11 （3）	105 （11）

（注）1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。

3. 上記の報酬等の額には、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬費用46百万円が含まれております。

4. 社外取締役（監査等委員）1名は、当社子会社である第一化成株式会社の監査役を兼務しており、上記以外に当該子会社から2百万円支払われております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役藤村俊夫氏は、第一化成株式会社の監査役であります。第一化成株式会社は、当社の子会社であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 藤村俊夫	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役（監査等委員） 伊丹庸之	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役（監査等委員） 横尾 彰	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に金融業界における豊富な経験と幅広い見識から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	EY新日本有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	92百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が13百万円あります。
4. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、社内規則に則り適切に保存及び管理する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、環境、品質、情報セキュリティ等に係る各種リスクについては、それぞれの担当部門にて、必要に応じ規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・職務権限制度、人事管理制度等、会社規程を整備し、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ・職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るため、全社及び各部門毎に年度予算・業績管理の策定を行い、その適切な運用を行う。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を定め、またコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ・反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識して、その取引は断固拒絶すべく毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の行動指針を当社グループ共有のものとして、グループ企業においてコンプライアンス体制をはじめ内部統制が有効に機能するための方策を確保する。
- ・グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ・取締役社長は、グループ企業の経営者と定期的に会議を開催し、情報の共有化を図る。
- ・子会社との間で定期的に経営状況及び財務状況の報告会を開くことにより、子会社の経営状況及び財務状況の内容を適切に把握し、子会社の業務の適正を確保する。

- ・当社は「②損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載するリスク管理体制をグループ全体に適用し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- ・当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務の執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- ・当社の内部監査部門は、「子会社管理規程」等に基づき、当社及び当社グループ会社の監査を行い、当社の取締役社長及び監査等委員会に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じる。

⑥ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社等は、財務報告の信頼性・適正性を確保するために金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ・監査等委員会が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を「法務・コンプライアンス部」に対し要望することができる。
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（監査等委員会スタッフ）を置くことを求めた場合、必要なスタッフを配置する。
- ・監査等委員会は、監査等委員会スタッフに対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。

⑧ 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・「法務・コンプライアンス部」に所属する使用人及び監査等委員会スタッフの人事異動・評価については、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- ・監査等委員会の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査等委員会からの指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。

⑨ 当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 監査等委員及び監査等委員会スタッフが経営会議その他の社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査等委員会に回覧する。
- ・ 監査等委員会が必要と判断したときは、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
- ・ 内部通報制度の通報状況について速やかに監査等委員会に報告を行う。
- ・ 「法務・コンプライアンス部」が実施した内部監査の結果についても、監査等委員会に報告する。
- ・ 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会が取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
- ・ 取締役社長は監査等委員会と定期的に会議を開催し、監査等委員会が意見又は情報の交換ができる体制とする。
- ・ 監査等委員会が会計監査人と円滑に連携できる体制とする。
- ・ 内部監査部門は監査等委員会との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等の業務の適法性・妥当性について監査等委員会が報告を受けることができる体制とする。

⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行について

当該事業年度において、取締役会は16回開催され、経営の基本方針の策定、所定の重要事項につき審議・決定を行い、また定期的な業務執行状況のレビュー等を通じて、職務執行の監督を実施しております。

② コンプライアンス体制について

当社役員及び従業員に対して、社内会議等において適宜コンプライアンス情報を周知させ、社内教育等を通じてコンプライアンスの基本的事項の再確認となるよう研修を行い、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

③ 内部監査の実施について

法務・コンプライアンス部が社内の内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、取締役会に報告を行っております。また監査等委員会に対しても監査結果の報告を行っております。

④ 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、監査等委員会で策定した監査方針並びに監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査いたしました。また会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果について定期報告を受けるほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取しております。なお、当事業年度は監査等委員会を12回開催しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、安定的な配当を行うことを基本方針とし、さらに経営成績及び今後の事業展開、健全な経営体質の維持のために必要な内部留保の確保等を勘案して、配当を決定します。当社は定款上、取締役会にて剰余金の配当を決定できることとなっており、当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針にしたがい、2021年2月25日開催の取締役会にて、普通株式1株につき20円、A種優先株式1株につき22円と決議しました。

今後も長期的に株主の皆様のご期待に沿うよう、配当政策を進めてまいります。

	配当額総額	1株当たりの配当額
普通株式	130,491,340円	20円
A種優先株式	40,700,000円	22円

4 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を四捨五入し、株式数は切り捨てて表示しております。

# | 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額            |
|--------------|---------------|
| <b>資産</b>    |               |
| <b>流動資産</b>  | <b>6,958</b>  |
| 現金及び現金同等物    | 3,049         |
| 営業債権及びその他の債権 | 1,471         |
| その他の金融資産     | 0             |
| 棚卸資産         | 1,971         |
| その他の流動資産     | 467           |
| <b>非流動資産</b> | <b>20,656</b> |
| 有形固定資産       | 4,860         |
| 使用権資産        | 722           |
| のれん          | 7,400         |
| 無形資産         | 6,260         |
| その他の金融資産     | 977           |
| 繰延税金資産       | 435           |
| その他の非流動資産    | 1             |
| <b>資産合計</b>  | <b>27,613</b> |

| 科目                    | 金額            |
|-----------------------|---------------|
| <b>負債</b>             |               |
| <b>流動負債</b>           | <b>8,201</b>  |
| 有利子負債                 | 6,399         |
| リース負債                 | 119           |
| 営業債務及びその他の債務          | 857           |
| その他の金融負債              | 437           |
| 未払法人所得税等              | 12            |
| 引当金                   | 195           |
| その他の流動負債              | 183           |
| <b>非流動負債</b>          | <b>9,831</b>  |
| 有利子負債                 | 8,456         |
| リース負債                 | 598           |
| 退職給付に係る負債             | 210           |
| 引当金                   | 18            |
| 繰延税金負債                | 498           |
| その他の非流動負債             | 51            |
| <b>負債合計</b>           | <b>18,032</b> |
| <b>資本</b>             |               |
| <b>親会社の所有者に帰属する持分</b> | <b>9,581</b>  |
| 資本金                   | 1,487         |
| 資本剰余金                 | 2,305         |
| 利益剰余金                 | 6,744         |
| 自己株式                  | △221          |
| その他の資本の構成要素           | △734          |
| <b>資本合計</b>           | <b>9,581</b>  |
| <b>負債及び資本合計</b>       | <b>27,613</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書（2020年1月1日から2020年12月31日まで）（単位：百万円）

| 科目            | 金額     |
|---------------|--------|
| 売上収益          | 10,000 |
| 売上原価          | △5,801 |
| 売上総利益         | 4,199  |
| 販売費及び一般管理費    | △4,008 |
| その他の収益        | 225    |
| その他の費用        | △9     |
| 営業利益          | 406    |
| 金融収益          | 31     |
| 金融費用          | △498   |
| 税引前当期損失（△は損失） | △61    |
| 法人所得税費用       | 95     |
| 当期利益          | 35     |
| 当期利益の帰属       |        |
| 親会社の所有者       | 35     |
| 当期利益          | 35     |

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結持分変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                            | 親会社の所有者に帰属する持分 |       |       |      |             |        |
|----------------------------|----------------|-------|-------|------|-------------|--------|
|                            | 資本金            | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | その他の資本の構成要素 | 合計     |
| 2020年1月1日残高                | 1,467          | 2,270 | 6,924 | △259 | △349        | 10,052 |
| 当期利益                       | —              | —     | 35    | —    | —           | 35     |
| その他の包括利益                   | —              | —     | —     | —    | △380        | △380   |
| 当期包括利益合計                   | —              | —     | 35    | —    | △380        | △346   |
| ストック・オプションの行使              | —              | △5    | —     | 38   | —           | 33     |
| 配当金                        | —              | —     | △218  | —    | —           | △218   |
| 株式に基づく報酬取引                 | 21             | 39    | —     | —    | —           | 60     |
| その他の資本の構成要素<br>から利益剰余金への振替 | —              | —     | 4     | —    | △4          | —      |
| 所有者との取引額合計                 | 21             | 34    | △214  | 38   | △4          | △126   |
| 2020年12月31日残高              | 1,487          | 2,305 | 6,744 | △221 | △734        | 9,581  |

|                            | 資本合計   |
|----------------------------|--------|
| 2020年1月1日残高                | 10,052 |
| 当期利益                       | 35     |
| その他の包括利益                   | △380   |
| 当期包括利益合計                   | △346   |
| ストック・オプションの行使              | 33     |
| 配当金                        | △218   |
| 株式に基づく報酬取引                 | 60     |
| その他の資本の構成要素<br>から利益剰余金への振替 | —      |
| 所有者との取引額合計                 | △126   |
| 2020年12月31日残高              | 9,581  |

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# | 計算書類

## 貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 当期            |
|-----------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,956</b>  |
| 現金及び預金          | 469           |
| 前払費用            | 61            |
| 未収利息            | 29            |
| 関係会社短期貸付金       | 1,191         |
| その他             | 207           |
| <b>固定資産</b>     | <b>12,494</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2</b>      |
| 建物              | 2             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>12</b>     |
| ソフトウェア          | 12            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>12,480</b> |
| 関係会社株式          | 5,785         |
| 関係会社長期貸付金       | 6,551         |
| 繰延税金資産          | 103           |
| 長期前払費用          | 32            |
| その他             | 10            |
| <b>資産の部合計</b>   | <b>14,451</b> |

| 科目                 | 当期            |
|--------------------|---------------|
| <b>負債の部</b>        |               |
| <b>流動負債</b>        | <b>1,562</b>  |
| 短期借入金              | 300           |
| 1年内返済予定の長期借入金      | 1,191         |
| 未払金                | 20            |
| 未払費用               | 36            |
| 未払法人税等             | 9             |
| 預り金                | 4             |
| その他                | 0             |
| <b>固定負債</b>        | <b>6,575</b>  |
| 長期借入金              | 6,551         |
| 資産除去債務             | 2             |
| 株式給付引当金            | 22            |
| <b>負債の部合計</b>      | <b>8,137</b>  |
| <b>純資産の部</b>       |               |
| <b>株主資本</b>        | <b>5,404</b>  |
| 資本金                | 1,487         |
| 資本剰余金              | 1,468         |
| 資本準備金              | 1,312         |
| その他資本剰余金           | 156           |
| <b>利益剰余金</b>       | <b>2,690</b>  |
| 利益準備金              | 94            |
| その他利益剰余金           | 2,596         |
| 別途積立金              | 1,710         |
| 繰越利益剰余金            | 886           |
| <b>自己株式</b>        | <b>△242</b>   |
| <b>新株予約権</b>       | <b>910</b>    |
| <b>純資産の部合計</b>     | <b>6,314</b>  |
| <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>14,451</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで) (単位: 百万円)

| 科目           | 当期  |
|--------------|-----|
| 売上高          | 295 |
| 売上原価         | —   |
| 売上総利益        | 295 |
| 販売費及び一般管理費   | 483 |
| 営業損失         | 188 |
| 営業外収益        | 602 |
| 受取利息         | 301 |
| 受取配当金        | 300 |
| その他          | 0   |
| 営業外費用        | 352 |
| 支払利息         | 280 |
| その他          | 72  |
| 経常利益         | 62  |
| 特別利益         | 0   |
| 特別損失         | —   |
| 税引前当期純利益     | 62  |
| 法人税、住民税及び事業税 | △12 |
| 法人税等調整額      | △44 |
| 当期純利益        | 118 |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 株主資本等変動計算書（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

|                         | 株主資本  |       |                |              |       |          |               |              |      |             |
|-------------------------|-------|-------|----------------|--------------|-------|----------|---------------|--------------|------|-------------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |                |              | 利益剰余金 |          |               |              | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
|                         |       | 資本準備金 | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |               | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |
|                         |       |       |                |              |       | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |      |             |
| 当期首残高                   | 1,467 | 1,291 | 155            | 1,446        | 94    | 1,710    | 987           | 2,790        | △280 | 5,423       |
| 当期変動額                   |       |       |                |              |       |          |               |              |      |             |
| 新株の発行                   | 21    | 21    | －              | 21           | －     | －        | －             | －            | －    | 41          |
| 剰余金の配当                  | －     | －     | －              | －            | －     | －        | △218          | △218         | －    | △218        |
| 当期純利益                   | －     | －     | －              | －            | －     | －        | 118           | 118          | －    | 118         |
| 自己株式の処分                 | －     | －     | 1              | 1            | －     | －        | －             | －            | 38   | 39          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | －     | －     | －              | －            | －     | －        | －             | －            | －    | －           |
| 当期変動額合計                 | 21    | 21    | 1              | 22           | －     | －        | △100          | △100         | 38   | △20         |
| 当期末残高                   | 1,487 | 1,312 | 156            | 1,468        | 94    | 1,710    | 886           | 2,690        | △242 | 5,404       |

|                         | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|-------|-------|
| 当期首残高                   | 917   | 6,340 |
| 当期変動額                   |       |       |
| 新株の発行                   | －     | 41    |
| 剰余金の配当                  | －     | △218  |
| 当期純利益                   | －     | 118   |
| 自己株式の処分                 | －     | 39    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △6    | △6    |
| 当期変動額合計                 | △6    | △26   |
| 当期末残高                   | 910   | 6,314 |

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 丸山高雄 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 北村康行 ㊞ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 丸山高雄 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 北村康行 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法により監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社 監査等委員会

|           |           |
|-----------|-----------|
| 常勤監査等委員   | 高山 裕史 印   |
| 監 査 等 委 員 | 藤 村 俊 夫 印 |
| 監 査 等 委 員 | 伊 丹 庸 之 印 |
| 監 査 等 委 員 | 横 尾 彰 印   |

(注) 監査等委員 藤村俊夫、伊丹庸之、横尾 彰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

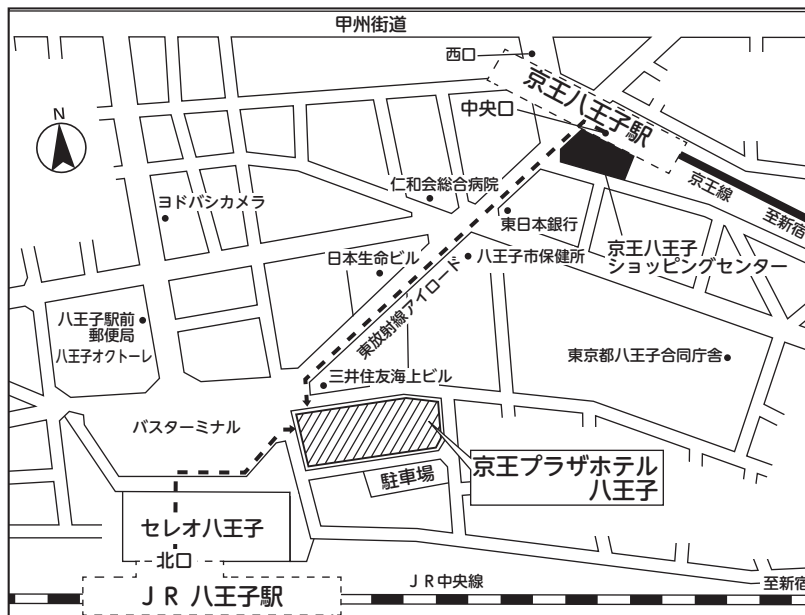
# 株主総会会場ご案内図

会 場

京王プラザホテル八王子 4階 錦の間  
東京都八王子市旭町14番1号 TEL (042) 656-3111

交 通

J R ① 「八王子」駅下車 北口から徒歩約3分  
京 王 線 ② 「京王八王子」駅下車 中央口から徒歩約5分



## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。

当社におきましては、本株主総会の開催に際し、参加者・スタッフのマスク着用や会場レイアウトの配慮など、感染防止対策には万全を期すこととしております。本株主総会にご出席される株主様におかれましては、総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、感染防止対策の一環として、今回の総会においては、ご出席される株主様へのお土産のご用意は控えさせていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

# 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第56期（2020年1月1日～2020年12月31日）

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社

法令及び定款第13条の規定に基づき、当社ホームページ  
（<https://www.ultrafabricshd.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に従って作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 連結子会社の数     | 3 社                           |
| 主要な連結子会社の名称 | 第一化成株式会社<br>Ultrafabrics Inc. |

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を用いております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 金融資産の評価基準及び評価方法

##### ① 金融資産

##### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品に対する投資を除き、個々の資本性金融商品に対する投資ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

##### (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

##### (a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

##### (b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融商品に対する投資のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

### (iii) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増大の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

### (iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

## ② 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

### ③ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上でヘッジの有効性の要求を満たすことが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての連結会計期間にわたって実際にヘッジの有効性の要求を満たしているか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、以下のとおりです。

#### ・キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は、その他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、若しくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として先入先出法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

### (3) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- |            |       |
|------------|-------|
| ・建物及び構築物   | 2～38年 |
| ・機械装置及び運搬具 | 2～8年  |
| ・工具器具及び備品  | 2～15年 |

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) 無形資産（のれんを除く）の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ ソフトウェア 5年
- ・ 顧客関連資産 13年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(5) リース

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定した金額に開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(6) のれんに関する事項

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しております。

(7) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。その他の資産については、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却費を控除した後の金額を上限として戻し入れます。

(8) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

(9) 従業員給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は直ちに純損益として認識しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、確定拠出型制度の拠出につき、IFRSが当該掛金を資産の原価に含めることを要求又は許容している場合を除き、従業員がサービスを提供した期間に純損益として認識しております。

(10) 収益の計上基準

収益は、物品の販売及びサービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

① 物品の販売

物品の販売からの収益は、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で認識しており、通常は、物品の引渡時点で認識しております。物品の販売からの収益は、返品、値引及び割戻しを控除後の、受領した又は受領可能となる対価の公正価値から、割戻し及び関連する税金を控除した金額で測定しております。

② 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

③ 配当金

配当収益は、配当を受け取る権利が確定した時点で認識しております。

(11) 外貨の換算基準

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額の累計額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、すべて利益剰余金に振り替えております。

(12) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 連結納税制度の適用

当社及び当社が直接所有している国内子会社は、連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、財政状態及び経営成績に及ぼす影響が不透明な状況であり、当社グループの業績にも影響を及ぼす可能性があります。のれんの減損等の会計上の見積りに関しては翌連結会計年度はこの影響も概ね収束するとの仮定に基づき見積りを行っております。

なお、当連結会計年度における会計上の見積りは最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により判断を見直した結果、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 連結財政状態計算書に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

有形固定資産 3,844百万円

#### (2) 連結処理により相殺消去されている担保に供している資産

子会社株式（金額は当社グループの取得原価） 5,785百万円

#### (3) 担保に係る債務

有利子負債 13,857百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,765百万円

### 3. 当連結会計年度末において借入金675百万円（2020年12月末日現在）にかかる財務制限条項に抵触しておりますが、当該取引金融機関と協議を行っており財務制限条項に係る期限の利益喪失につき権利行使をしないことについて当該取引金融機関の合意が得られております。

## 3. 連結損益計算書に関する注記

### 1. その他の収益の内容

|       |        |
|-------|--------|
| 補助金収入 | 199百万円 |
| その他   | 26百万円  |
| 合計    | 225百万円 |

### 2. その他の費用の内容

|         |      |
|---------|------|
| 固定資産除却損 | 9百万円 |
| その他     | 0百万円 |
| 合計      | 9百万円 |

## 4. 連結持分変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

|        |            |
|--------|------------|
| 普通株式   | 6,929,400株 |
| A種優先株式 | 1,850,000株 |

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株 式 の 種 類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日       | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2020年3月27日<br>定時株主総会 | 普 通 株 式   | 167             | 26.00           | 2019年12月31日 | 2020年3月30日 |
|                      | A種優先株式    | 52              | 28.00           | 2019年12月31日 | 2020年3月30日 |

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決 議 予 定            | 株 式 の 種 類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日       | 効力発生日      |
|--------------------|-----------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2021年2月25日<br>取締役会 | 普 通 株 式   | 130             | 20.00           | 2020年12月31日 | 2021年3月29日 |
|                    | A種優先株式    | 41              | 22.00           | 2020年12月31日 | 2021年3月29日 |

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

1,257,400株

## 5. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権及びその他の債権のうち受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有利子負債の使途は運転資金（主として短期借入金）及び設備投資資金（長期借入金）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行う方針であり、投機目的の取引は行わないこととしております。

### 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2020年12月31日における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                         | 帳 簿 価 額 | 公 正 価 値 |
|-------------------------|---------|---------|
| 資 産                     |         |         |
| 現 金 及 び 現 金 同 等 物       | 3,049   | 3,049   |
| 営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権 | 1,471   | 1,471   |
| そ の 他 の 金 融 資 産         | 978     | 978     |
| 合 計                     | 5,498   | 5,498   |
| 負 債                     |         |         |
| 営 業 債 務 及 び そ の 他 の 債 務 | 857     | 857     |
| 有 利 子 負 債               | 14,855  | 14,855  |
| そ の 他 の 金 融 負 債         | 437     | 437     |
| 合 計                     | 16,149  | 16,149  |

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産、その他の金融負債）

デリバティブは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債として、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

（有利子負債）

有利子負債は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分

1,026円51銭

基本的1株当たり当期利益

4円07銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

2021年2月15日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員ならびに当社子会社の役員に対してストックオプションとして発行する新株予約権を付与することを決議いたしました。

### 第1 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

退職慰労金または退職金制度のない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員ならびに当社子会社の役員に対し、当社グループに対する中長期的なコミットメントを確保し、業績向上、企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、新株予約権を発行するものです。

### 第2 新株予約権の発行要領

#### 1. 新株予約権の名称

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権

#### 2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

#### 3. 新株予約権の割当日

2021年3月24日

#### 4. 新株予約権の内容

##### （1）新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

##### （2）新株予約権の総数

4,650個

### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、(a) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、(b) 取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる取得請求権付きまたは取得条項付きの株式、新株予約権または新株予約権付社債を募集する場合、(c) 新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行} & & \text{新規発行} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \text{株式数} & + & \frac{\text{株式数} \times 1 \text{株当たり} \\ & & & & & & \text{払込価額}}{\text{時 価}} \\ & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、「新規発行株式数」とは、上記(a)乃至(c)に定める普通株式数または新株予約権等の行使、取得等により交付されることとなる普通株式数とする。自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

### (4) 新株予約権を行使することができる期間

2024年3月25日から2026年6月30日まで

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 各本件新株予約権1個の一部行使は認めない。
- ② 新株予約権者が取締役である場合に解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、傷害により辞任した場合を除く。）、および新株予約権者が雇用者である場合に懲戒解雇された場合ならびに自己都合により退職した場合（疾病、傷害等やむを得ない事情により退職した場合を除く。）、さらに身分を問わず禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社および当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問または重要な役職の従業員として就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利継承者」という。）に限り、及び新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は新株予約権を相続できない。
- ④ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、（i）所定の手続の履行もしくは（ii）所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または（iii）その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足された場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されない場合には新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権証券の不発行

当社は、本件新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(12) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

| 割当ての対象者                | 人数 | 割り当てる新株予約権の数 |
|------------------------|----|--------------|
| 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） | 6名 | 3,200個       |
| 当社従業員                  | 8名 | 650個         |
| 当社子会社の役員               | 8名 | 800個         |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- |                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 資産の評価基準及び評価方法<br>関係会社株式                                                      | 移動平均法による原価法を採用しております。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (2) 固定資産の減価償却の方法                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ① 有形固定資産<br>(リース資産を除く)                                                           | 定額法によっております。<br>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。                                                                                                                                                                                                            |
| ② 無形固定資産<br>(リース資産を除く)                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ・自社利用のソフトウェア                                                                     | 社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。                                                                                                                                                                                                                                             |
| (3) 引当金の計上基準<br>株式給付引当金                                                          | 当社役員及び従業員並びに子会社役員及び従業員の株式報酬に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。                                                                                                                                                                                                             |
| (4) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準<br>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (5) その他計算書類作成のための基本となる事項<br>ヘッジ会計の方法                                             | ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみであり、特例処理によっております。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 消費税等の会計処理                                                                        | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。                                                                                                                                                                                                        |
| 連結納税制度の適用                                                                        | 連結納税制度を適用しております。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用                                                  | 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|        |          |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 5,785百万円 |
| 計      | 5,785百万円 |

#### ② 担保に係る債務

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 1,191百万円 |
| 長期借入金           | 6,551百万円 |
| 計               | 7,742百万円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

0百万円

### (3) 保証債務

2017年10月1日付の会社分割により、第一化成株式会社が承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

|          |          |
|----------|----------|
| 第一化成株式会社 | 2,401百万円 |
| 計        | 2,401百万円 |

### (4) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

|         |        |
|---------|--------|
| ①短期金銭債権 | 170百万円 |
| ②短期金銭債務 | 307百万円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                |        |
|----------------|--------|
| (1) 売上高        | 295百万円 |
| (2) 販売費及び一般管理費 | 4百万円   |
| (3) 営業取引以外の取引高 | 605百万円 |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 468千株       | 一千株        | 63千株       | 405千株      |

(注) 普通株式の数の減少63千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 繰延税金資産                |        |
| 繰越欠損金                 | 70百万円  |
| 譲渡制限付株式報酬費用           | 34百万円  |
| 繰越外国税額控除              | 16百万円  |
| 未払事業税                 | 2百万円   |
| その他                   | 1百万円   |
| 繰延税金資産小計              | 124百万円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △12百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △6百万円  |
| 評価性引当額小計              | △18百万円 |
| 繰延税金資産合計              | 106百万円 |
| 繰延税金負債                |        |
| 未収分配金                 | △2百万円  |
| その他                   | △1百万円  |
| 繰延税金負債合計              | △3百万円  |
| 繰延税金資産の純額             | 103百万円 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 法定実効税率               | 30.6%   |
| (調整)                 |         |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.0%    |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △148.2% |
| 住民税均等割               | 1.5%    |
| 株式報酬費用               | 4.0%    |
| 評価性引当額の増減            | 19.3%   |
| その他                  | 1.5%    |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | △90.3%  |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称               | 資本金<br>または<br>出資金 | 事業の<br>内容<br>または<br>業 種 | 議決権等<br>の所有<br>(割合%) | 関 係 内 容           |               |     | 取引の内容                             | 取 引<br>金 額<br>(百万円) | 科 目               | 期 末<br>残 高<br>(百万円) |
|-----|----------------------|-------------------|-------------------------|----------------------|-------------------|---------------|-----|-----------------------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
|     |                      |                   |                         |                      | 役員等<br>兼任等<br>(名) | 事 業<br>関 係    | 上 係 |                                   |                     |                   |                     |
| 子会社 | 第一化成<br>株式会社         | 100<br>百万円        | 製 造<br>事 業              | 所有直接<br>100.00       | 6                 | グループ<br>経営管理等 |     | 経営指導料<br>(注 2)                    | 150                 | —                 | —                   |
|     |                      |                   |                         |                      |                   |               |     | 資金の借入                             | —                   | 短期借<br>入 金        | 300                 |
|     |                      |                   |                         |                      |                   |               |     | 利息の支払<br>(注 3)                    | 3                   | 未払利<br>息          | 6                   |
|     |                      |                   |                         |                      |                   |               |     | 重畳的債務引受<br>(注 4)                  | 2,401               | —                 | —                   |
|     |                      |                   |                         |                      |                   |               |     | 当社の銀行借<br>入に対する債<br>務被保証<br>(注 5) | 7,742               | —                 | —                   |
|     | Ultrafabrics<br>Inc. | 17<br>百万\$        | 商 社<br>事 業              | 所有直接<br>100.00       | 4                 | グループ<br>経営管理等 |     | 経費等の立替<br>(注 6)                   | 4                   | 未払金               | 0                   |
|     |                      |                   |                         |                      |                   |               |     | 経営指導料<br>(注 2)                    | 145                 | その他<br>流動資<br>産   | 141                 |
|     |                      |                   |                         |                      |                   |               |     | 資金の貸付                             | —                   | 関係会<br>社短期<br>貸付金 | 1,191               |
|     |                      |                   |                         |                      |                   |               |     | 利息の受取<br>(注 7)                    | 301                 | 未収利<br>息          | 29                  |
|     |                      |                   |                         |                      |                   |               |     | 当社の銀行借<br>入に対する債<br>務被保証<br>(注 5) | 7,742               | —                 | —                   |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 経営指導料は業務の内容を勘案し、契約により決定しております。
3. 第一化成株式会社からの資金の借入利率については、市場金利を勘案して決定しております。
4. 2017年10月1日付の会社分割により、第一化成株式会社が承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。
5. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額には、保証額の期末残高を記載しております。
6. 経費の立替は実費相当であります。
7. Ultrafabrics Inc. への資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

| 種 類 | 氏 名   | 議 決 権 等<br>( 被 所 有 )<br>割 合 ( % ) | 関 連 当 事 者 と の 関 係 | 取 引 の 内 容                    | 取 金 引 額<br>( 百 万 円 ) | 科 目 | 期 末<br>残 高<br>( 百 万 円 ) |
|-----|-------|-----------------------------------|-------------------|------------------------------|----------------------|-----|-------------------------|
| 役員  | 吉村 昇  | (被所有)<br>直接 1.44                  | 当社代表取締役社長         | 金銭報酬債権<br>の 現 物 出 資<br>( 注 ) | 8                    | —   | —                       |
|     | 中野 淳文 | (被所有)<br>直接 3.55                  | 当社取締役会長           | 金銭報酬債権<br>の 現 物 出 資<br>( 注 ) | 8                    | —   | —                       |
|     | 中川 豊彦 | (被所有)<br>直接 1.00                  | 当社取締役             | 金銭報酬債権<br>の 現 物 出 資<br>( 注 ) | 4                    | —   | —                       |
|     | 田中 勉  | (被所有)<br>直接 0.89                  | 当社取締役             | 金銭報酬債権<br>の 現 物 出 資<br>( 注 ) | 4                    | —   | —                       |

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

## 7. 1 株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 524円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円88銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

2021年2月15日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員ならびに当社子会社の役員に対してストックオプションとして発行する新株予約権を付与することを決議いたしました。

## 第1 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

退職慰労金または退職金制度のない当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員ならびに当社子会社の役員に対し、当社グループに対する中長期的なコミットメントを確保し、業績向上、企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、新株予約権を発行するものです。

## 第2 新株予約権の発行要領

## 1. 新株予約権の名称

ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権

## 2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

## 3. 新株予約権の割当日

2021年3月24日

## 4. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

## （２）新株予約権の総数

4,650個

## （３）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、（a）当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、（b）取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる取得請求権付きまたは取得条項付きの株式、新株予約権または新株予約権付社債を募集する場合、（c）新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \\
 \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{株式数} \text{払込価額} \\
 & & & & & & \text{時 価} \\
 & & & & & & \hline
 & & & & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}
 \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、「新規発行株式数」とは、上記（a）乃至（c）に定める普通株式数または新株予約権等の行使、取得等により交付されることとなる普通株式数とする。自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

#### （４）新株予約権を行使することができる期間

2024年3月25日から2026年6月30日まで

#### （５）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### （６）新株予約権の行使の条件

- ① 各本件新株予約権1個の一部行使は認めない。
- ② 新株予約権者が取締役である場合に解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、傷害により辞任した場合を除く。）、および新株予約権者が雇用者である場合に懲戒解雇された場合ならびに自己都合により退職した場合（疾病、傷害等やむを得ない事情により退職した場合を除く。）、さらに身分を問わず禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社および当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問または重要な役職の従業員として就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利継承者」という。）に限り、及び新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は新株予約権を相続できない。

- ④ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、（i）所定の手続の履行もしくは（ii）所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または（iii）その双方（以下「準抛法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準抛法行使手続・条件がすべて履行または充足された場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されない場合には新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準抛法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

（7）新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

（8）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（9）当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- ② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

- ③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- ④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- ⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権証券の不発行

当社は、本件新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(12) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

| 割当ての対象者                | 人数 | 割り当てる新株予約権の数 |
|------------------------|----|--------------|
| 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） | 6名 | 3,200個       |
| 当社従業員                  | 8名 | 650個         |
| 当社子会社の役員               | 8名 | 800個         |